

第 97 回法制史学会中部部会例会

[2025 年 9 月 27 日土曜日 於名古屋大学アジア法交流館 2 階カンファレンスルーム]

名古屋大学ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブと共催

シンポジウム「近世から近代への法実務の連続と変容：担い手と法的概念から」

企画趣旨

このたび、中部部会例会において、シンポジウム「近世から近代への法実務の連続と変容：担い手と法的概念から」を開催することとなりました。シンポジウム開催をお認めくださった中部部会幹事の松田恵美子先生と代田清嗣先生に厚く御礼申し上げますとともに、多くの学会員の皆様のご参集を願って、以下に企画趣旨を認めます。

本シンポジウムは、近世から近代への移行期における法実務の担い手の連続・非連続と、法的概念の連続性・変容とを検証し、日本の法実務の実像を描き出そうとする試みである。ここでいう法実務とは、実体法や法学を必ずしも前提とせず、司法的判断や紛争当事者支援、そして警察・監獄業務といった秩序維持の根幹をなす行政的事務をも広く含むものとする。これまで日本法制史において、近世から近代への連続性をめぐる議論は、しばしば「亡霊を追いかける」ような性格を帯びていた。すなわち、戦前の固有法運動のように、1860 年代から始まる西洋法継受の日本社会への影響を過少評価し、ただ日本的に見える要素をつなぎ合わせるだけでは、結局のところ何も明らかにできなかったといえよう。また、近世由来の法実務や思考様式が、近代以降にどのように引き継がれたかについても、いまだ十分に実証されているとは思われない。

そこで本企画は、これらの課題を克服するために「法実務の担い手」を中心的な視角に据える。すなわち、政治・社会・経済の大転換のただ中にあっても変わることなく受け継がれた法実務や慣行を支えた人々、法的紛争当事者の振る舞いに注目して、彼らが体制の移行にどのように対応したのかを解明しようとするものである。そして、何より、この検討が、近世法制史と近代法制史の研究者の協働によって進められ、上記の課題を実証的に追及しようとする点に本シンポジウムの大きな特色がある。

なお、本シンポジウムは完成された研究成果を発表する場として設定していないという点を強調しておきたい。各報告は、これまでの研究を踏まえた史料・論点の提示を行うものであり、出席者と意見を交換することで、これから始める研究の方法論を吟味する場として位置づけられている。日本の近世法のなかに垣間見える近代性や内在的近代化の問題あるいは法実務に関する比較法史的分析に関心を持つ方々に、広くご参加いただきたい。

企画者 林真貴子

プログラム

趣旨説明 林 真貴子 氏（名古屋大学）

第一報告 安竹 貴彦 氏（大阪公立大学）「大坂代官所から司農局へ（完）－幕末から明治初年における大坂代官所役人たちの動向を中心に」

第二報告 田中 亜紀子 氏（三重大学）「明治期警察官のキャリア展開－異動・移動に注目して－」

データベース解説 佐野 智也氏（名古屋大学）
（休憩）

第三報告 代田 清嗣 氏（名城大学）「明治初期の刑事事件記録にみる近世との連続性と非連続性－『司法省日誌』を手がかりに－」

第四報告 高田 久実 氏（獨協大学）「刑事附帯民事と吟味願 －刑事附帯民事から見る律の民刑－」

（休憩）

コメント コルネーエヴァ・スヴェトラナ 氏（実践女子大学）
橋本 誠一 氏（静岡大学 [名誉教授]）